

一般名処方について

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした“一般名処方”（薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載すること）を行う場合があります。

一般名処方処方箋を発行することによって、特定の医薬品が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

～院外処方箋における一般名処方の表記～

【般】と表記されているお薬が一般名処方です。



このお薬は保険（調剤）薬局にて「先発医薬品」か「後発医薬品（ジェネリック薬）」を患者さんが選択できます。

ご不明な点がございましたら、薬剤部へお問い合わせください。

また、令和6年10月より長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品）を医療上の必要性なく、患者さんの希望で処方した場合は、選定療養費（健康保険対象外の特別な料金）が別途かかります。

※ 医療上の必要性がある場合や在庫状況等で後発医薬品の提供が困難な場合は、健康保険の対象となります。

